

# 地域医療連携推進法人制度の概要

※制度改正後（令和6年4月1日以降）  
下線部分が改正箇所

資料4-2

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

